

## 保険証の廃止について

保険証を廃止し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込んだ「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和5年6月9日に交付され、令和6年12月2日以降、保険証が廃止されることとなりました。

但し、経過措置として現在お持ちの保険証は有効期限（最長令和7年12月1日）まで使用できるとされています。

### 制度改正後の医療機関等受診方法

保険証とマイナンバーカード一体化以降の医療機関等の受診方法・使用可能期間は下記のとおりです。

受診方法	令和6年				令和7年				令和8年															
	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
① 保険証	※経過措置期間終了後使用不可																							
② マイナ保険証	※経過措置期間終了後使用不可																							
③ 資格確認書	※制度改正後使用可能																							
④ マイナポータル(スマホ) + マイナ保険証	※制度改正後使用可能																							
⑤ 資格情報のお知らせ + マイナ保険証	※制度改正後使用可能																							

※資格確認書及び資格情報のお知らせは、保険者により様式、配布時期、配布方法が異なります。

詳細につきましては保険者へご確認ください。

※④、⑤を受診時に使用する場合は、顔認証付きカードリーダーのトラブル等によりマイナ保険証が使用できない場合に使用可能となっています。

以上